令和 5年度　維持管理状況（11月掲載）

＜株式会社環境技術研究所による測定結果＞

清掃工場名	焼却（処理）能力	炉番号	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	ばい煙濃度（O_2 12％換算）				
						ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	全水銀
	t/日					g/㎥N	ppm	ppm	ppm	μg/㎥N
有明	400	1号炉	令和 5年9月28日	煙突	令和 5年10月31日	<0.001	37	<1	<2	(0.04)
		2号炉								
千歳	600	1号炉	令和 5年9月29日		令和 5年10月31日	<0.001	36	6	9	0.27
墨田	600	1号炉	令和 5年9月15日		令和 5年10月31日	<0.001	35	<1	<2	0.53
新江東	1,800	1号炉								
		2号炉								
		3号炉								
港	900	1号炉								
		2号炉								
		3号炉								
豊島	400	1号炉								
		2号炉	令和 5年9月22日		令和 5年10月31日	<0.001	29	<1	<2	0.21
渋谷	200	1号炉	令和 5年9月25日		令和 5年10月31日	<0.001	30	<1	<2	(0.02)
中央	600	1号炉								
		2号炉	令和 5年9月26日		令和 5年10月31日	<0.001	34	<1	<2	0.16
板橋	600	1号炉	令和 5年9月19日		令和 5年10月31日	<0.001	29	<1	<2	0.67
		2号炉								
多摩川	300	1号炉								
		2号炉								
足立	700	1号炉	令和 5年9月6日		令和 5年10月31日	<0.001	33	<1	<2	0.12
		2号炉	令和 5年9月5日		令和 5年10月31日	<0.001	44	<1	<2	0.16
品川	600	1号炉	令和 5年9月14日		令和 5年10月31日	<0.001	41	<1	<2	0.09
		2号炉								
葛飾	500	1号炉								
		2号炉	令和 5年9月21日		令和 5年10月31日	<0.001	30	<1	<2	0.19
世田谷	300	1号炉	令和 5年9月27日	中段	令和 5年10月31日	<0.001	31	<1	<2	0.05
		2号炉								
大田 新	600	1号炉	令和 5年9月20日		令和 5年10月31日	<0.001	28	<1	<2	0.30
		2号炉								
大田 第一	600	1号炉	令和 5年9月4日		令和 5年10月31日	<0.001	31	<1	<2	0.04
		2号炉								
		3号炉								
練馬	500	1号炉	令和 5年9月11日		令和 5年10月31日	<0.001	12	<1	<2	0.27
		2号炉								
杉並	600	1号炉	令和 5年9月1日		令和 5年10月31日	<0.001	33	<1	<2	0.38
		2号炉								
光が丘	300	1号炉	令和 5年9月12日		令和 5年10月31日	<0.001	28	<1	<2	0.07
		2号炉	令和 5年9月13日		令和 5年10月31日	<0.001	28	<1	<2	0.06
目黒	600	1号炉	令和 5年9月7日		令和 5年10月31日	<0.001	27	<1	<2	0.45
		2号炉	令和 5年9月8日		令和 5年10月31日	<0.001	19	<1	<2	0.09

注：全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示し、検出下限値未満を「不検出」とします。

令和５年度　維持管理状況（１１月掲載）

＜ユーロフィン日本環境株式会社による測定結果＞

清掃工場名	焼却（処理）能力	炉番号	維持管理計画値	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	排ガス中のダイオキシン類濃度（O_2 12%換算）
	t/日		ng-TEQ/㎥N				ng-TEQ/㎥N
有　明	400	1号炉	1				
		2号炉	1				
千　歳	600	1号炉	1				
墨　田	600	1号炉	1				
新江東	1,800	1号炉	1				
		2号炉	1				
		3号炉	1				
港	900	1号炉	1				
		2号炉	1				
		3号炉	1		煙		
豊　島	400	1号炉	0.5				
		2号炉	0.5				
渋　谷	200	1号炉	0.1				
中　央	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
板　橋	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1		突		
多摩川	300	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
足　立	700	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
品　川	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
葛　飾	500	1号炉	0.1	令和5年8月29日	中	令和5年10月25日	0.00000054
		2号炉	0.1				
世田谷	300	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
大田 新	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
大田 第一	600	1号炉	1	令和5年9月4日		令和5年10月25日	0.00000067
		2号炉	1		段		
		3号炉	1				
練　馬	500	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
杉　並	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
光が丘	300	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
目　黒	600	1号炉	0.1	令和5年9月7日		令和5年10月25日	0.00000045
		2号炉	0.1	令和5年9月8日		令和5年10月25日	0.00000046

注：　維持管理計画値とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき届け出た値をいいます。これは、清掃工場等の維持管理のために自ら設定した管理値です。

塗りつぶしした部分は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出基準値を示します。